

IFRS導入による銀行業務への影響

銀行にとって、IFRS（国際財務報告基準）導入による業務への影響は、金融商品会計対応を中心にきわめて大きい。その理由は、原則主義、B/S（貸借対照表）アプローチ、公正価値重視といったIFRSの特徴にある。本稿では、この3つの観点からIFRS導入の影響を概観するとともに、実務課題やシステム対応策について考察する。

加速してきた銀行のIFRS対応

2009年6月に金融庁が公表した「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」は、IFRS強制適用の可否判断を2012年に行うとし、早ければ2015年の強制適用を想定している。IFRSは100カ国以上で導入済みまたは自国基準とのコンバージェンス（差異の解消・統合）が目指されている。米国も2014年からの適用が予想されることから、日本での強制適用もほぼ規定路線といえる。

野村総合研究所（NRI）が大手銀行を中心にIFRSへの取り組みや課題などについて行ってきたヒアリングの結果からも、いずれも相応の問題意識を持って来るべき強制適用に臨もうという姿勢がうかがえる。なかにはグループ企業の会計担当者を一同に集めた勉強会を行う銀行や、一步進んですでにシステム対応に向けた具体的な検討を始めた銀行もあった。

IFRSでは、適用初年度の財務諸表開示の際、当年度だけでなく前年度の財務諸表についてもIFRSに準拠して作成する必要がある（前

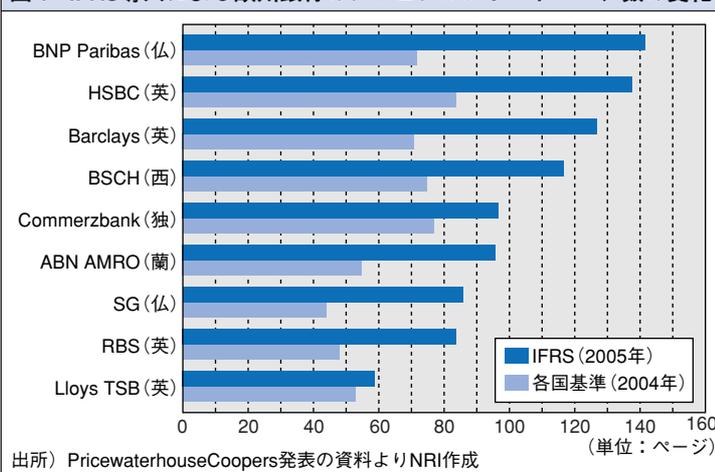
年度B/Sについては期末分と期初分が必要）。加えてすべての準備に3年は必要といわれることもあり、2012年の判断を待っている間に合わないという危機意識が銀行の対応の背後にあると思われる。

任意適用が認められる2010年3月期以降は、海外事業の比率が高いグローバル製造業を中心にIFRSによる財務諸表の開示が始まると見られる。銀行でも、現在議論になっている金融商品会計の方向性が固まるにつれ、取り組みはさらに加速すると考えられる。

IFRSの3つの特徴

IFRSへの対応は、日本の会計基準との違い

図1 IFRS導入による欧州銀行のアンニュアルレポートページ数の変化



野村総合研究所
 資産運用サービス事業本部
 投資情報サービス事業部
 主任コンサルタント



池田雅史（いけだまさし）
 専門は金融機関動向調査、リスク
 管理関連領域に関する企画・提案

の大きさから多大な負荷が見込まれている。ここでは、IFRSの特徴である原則主義、B/Sアプローチ、公正価値重視という3つの観点から銀行業務に与える影響を考えてみたい。

(1) 財務諸表作成に係る負荷の増大

日本の会計基準は“細則主義”であり、企業会計原則をはじめ各種ガイドラインが数多く設けられている。これらのガイドラインと監査法人のアドバイスがあれば、財務諸表作成の準備ができた。これに対してIFRSは“原則主義”に立っており、財務諸表作成に関する原則のみを掲げて細かい基準は設けない。企業には原則に対する解釈の自由が与えられる一方、解釈の内容や根拠の開示が求められる。例えば、市場で取引されない金融商品は会計処理の際に推計価格を出す必要があるが、推計の方法や割引率など、価格推計に用いた数値の前提を明確に示さなくてはならない。

図1は、欧州の銀行が公表するアニュアルレポートのページ数が、IFRS導入によってどれだけ増えたかを示したものである。従来の会計基準とIFRSとの違いの大きさは国によって違うため増加の度合いにばらつきはあるが、多くの銀行で1.5倍程度になっていることが分かる。分量が増えたのは、先にあげた計算法の開示など注記事項の増大によるものである。日本の銀行においても、アニュアルレポート作成に

関して、負荷の検証や会計部門と関連部署の連携を含めた業務の効率化が必要となろう。

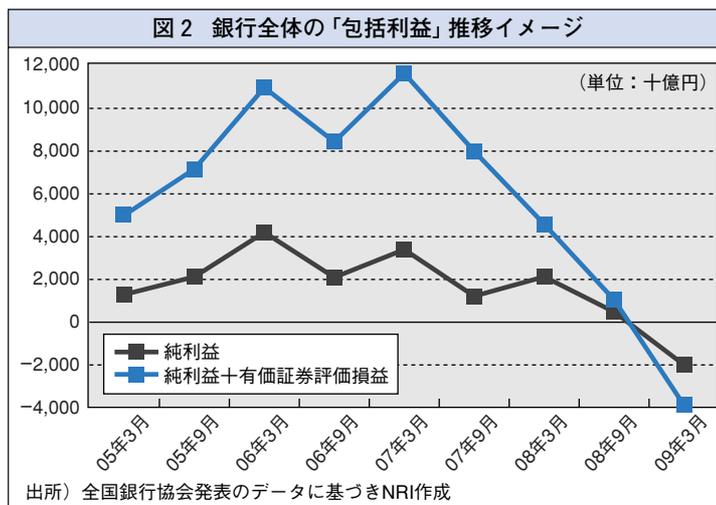
(2) 損益管理高度化の必要性

日本の会計基準は利益に注目して損益計算書(P/L)を重んじ、B/Sはそれに次ぐものとする。一方IFRSでは、資産・負債の価値変化に注目してB/Sをより重視する。これはB/Sアプローチと呼ばれる。

B/Sアプローチへの移行によって銀行の業務に影響があるのは有価証券評価損益の取り扱いであろう。日本の会計基準では、保有有価証券の評価損益はもっぱら貸借対照表の中で会計処理が完結していたが、IFRSでは純利益もしくは「その他の包括利益」として損益計算書の項目としても計上されることになる。

図2は、銀行セクター全体の純利益と、それに有価証券評価損益を加えたものの推移である。厳密には包括利益には土地や為替の評価差額なども加える必要があるが、有価証券

図2 銀行全体の「包括利益」推移イメージ



だけを考えても、純利益のみの場合と比べて損益の幅が大きく拡大していることが分かる。

日本では、取引の拡大や経営の安定を図る目的で取引先の株式を保有したり、株式を持ち合ったりする慣行がある。このため、海外と比べて日本の銀行は総資産に対する株式残高の比率が高い。評価損益を純利益に計上する金融商品も少なくないため、総合損益ベースでの管理が一層重要になる。

(3) 加速する公正価値重視の流れ

日本の会計基準と比べて、IFRSは公正価値での評価をより重視する。2008年秋に生じた金融危機の教訓を受けて、IFRSでは実勢に見合った公正価値を適切に反映させるためのさらなる改訂も進められている。

IFRSの策定を行っているIASB（国際会計基準審議会）は、2009年7月に金融商品の分類と測定に関する草案を公表し（2009年11月に最終基準を提示）、減損に関する草案を同年11月に公表した。また2010年早々にはヘッジ会計（ヘッジ手段の取引とヘッジ対象の取引の損益認識を同一会計期間に合わせること）に関する草案が公表される予定である。これらの草案で示された、貸出金と非上場株式の評価への対応は、銀行の業務負荷が特に予想されるので、以下であらためて検討する。

貸出金および非上場株式評価への対応

(1) 償却原価法による貸出金の評価

貸出金の評価は、日本基準では契約金額と

金利に基づいて行われるが、IFRSでは償却原価法により時価評価される。償却原価法とは、将来予想されるキャッシュフローを現在価値に割り引いた価額を時価とするものである。割引率は、貸出実行時点における顧客の信用コストなどを反映した実効金利を継続して用いることになっており、利息計算にも実効金利を用いる。実務上は、将来キャッシュフローを取引ごと（またはポートフォリオごと）に見積もる必要がある上、リスケジュール（債務返済計画の変更）や期限前償還が発生すればその都度キャッシュフロー変化を価額に反映させる必要がある。このため、システムも含めて対応負荷は飛躍的に増大する。

貸出金評価に関しては、さらに利息・貸倒引当金における期待損失の反映に向けた議論も進んでいる。現行のIFRSは、リスケジュールやデフォルト（債務不履行）などのトリガーイベントが発生した後ではじめて引当計上を行う「発生損失アプローチ」を取るが、2009年11月に公表された草案では、将来の予想される期待損失も利息や貸倒引当金計算に織り込むという提案がなされている。

銀行においては、2007年のバーゼルII（新しい自己資本比率規制）への対応時に期待損失計算に関して関連データを整備した実績はあるが、将来キャッシュフローの計算においては、トリガーイベントがいつ発生するかについても考慮する必要がある。このため、データ整備のほかに、既存のリスク管理・会

計・ALM（Asset Liability Management：資産負債総合管理）システムなどについても、更新を含めた一定の対応が必要となろう。

(2) 公正価値による非上場株式の評価

非上場株式の評価は、日本基準では簿価評価が認められているが、IFRSは原則として公正価値による評価を求める。

非上場株式の公正価値による評価手法としては、将来のキャッシュフロー見通しを反映したDCF（Discounted Cash Flow）法や、直近の増資価額・取引価額を参照する取引価額法、類似する上場会社の株価から逆算するマルチプル法などがある。これらの評価作業は負荷がかかるので、それなりの体制整備が必要となる。公正価値導入の是非については議論が必要であるが、導入する場合は評価手法の習得のほか、評価のための参照データや、評価プロセスを効率化するための計算ツールの整備などが検討事項となろう。場合によっては外部の評価会社への委託も選択肢になる。

想定されるシステムの対策

最後に、システム面での対策について簡単に述べておく。

1つは、IFRS対応用のデータウェアハウス（データを時系列に蓄積・整理してデータ間の関連などを分析するシステム）の構築である。日本の銀行の勘定系システムは巨大であり、これを簡単に新しい会計基準に合わせて更新するのは難しいという事情がある。そこで、

IFRS対応用データウェアハウスを別途構築するというアプローチが有効と考えられる。

IFRSの適用は、当面は連結財務諸表が対象であり、個別財務諸表については引き続き日本基準での作成が継続することになる。こうした二重の財務諸表作成の負担は、従来の勘定系とIFRS対応用のデータウェアハウスの併置により軽減することが期待できる。リスク管理など関連部署で用いるデータも格納することができれば、財務諸表作成だけでなく、当局向けのリスク報告も容易になる。

もう1つは、先行する欧州で実績のある会計パッケージソフトの活用である。欧州ではすでに2005年からIFRSが適用されており、そこで活用される会計パッケージソフトには経験やノウハウが反映されている。原則主義への対応の負荷は前述したとおりで、こうしたパッケージは、金融商品の分類から開示に関するフローチャートや評価法などをテンプレート（ひな型）として備えている。そのため、会計基準変更を受けての仕訳の変更など、今後予想される実務の負担を大幅に軽減する効果が期待できる。

銀行のIFRS導入準備は、実際には預貸金利息やの時価開示など、目先のコンバージェンス対応に追われがちとも聞く。しかし、目先の対応に終わることなく、データウェアハウスの構築や会計パッケージソフトの活用などのシステム対応も含め、長期的な視点から着実に体制整備を行うことが重要であろう。■